



産業保健法学会での活動

MPSセンター

推進部マネージャー（臨床心理士） 佐倉 健史

①はじめに

MPSセンターでは、企業様がより円滑に有効なメンタルヘルス施策の立案・実行や個別対応を行っていただけるように日々支援をしている。その際、時折直面するのが個別対応や施策における法的なリスクの存在にいかんが気づき、それをどう評価するかという課題である。

もちろん医師やカウンセラーは法律の専門家ではないため、当センターのスタッフが直接に法的な評価や判断を行うわけではない。とはいえ、全くの無知では企業がリスクにさらされる可能性もある。筆者はその課題を少しでもクリアするために2014年にメンタルヘルスに関わる法務についての資格である「メンタルヘルス法務主任者」資格を取得した。本稿では、当該資格を付与する産業保健法学会の概要と、資格保持者に求められる役割や活動について述べる。

②産業保健法学会の概要

公式ウェブサイトによると、一般社団法人 産業保健法学会（以下産保法研）は「2012年11月に設立された産業保健法務研究研修センター（OSHLSC。略称：産保法研）を前身とし、産業保健に関する法学や法実務の発展と、関係する専門家や実務家の交流の場として、2015年2月に設立された実践的な学術団体」である。産保法研の実質的な方針の決定や運営をされている近畿大学教授の三柴丈典先生は労働法、特にメンタルヘルスに関わる分野では日本でも最前線でご活躍されている第一人者である。このたびのストレスチェック義務化（労働安全衛生法の改正）における厚生労働省の委員をはじめ、行政の各委員を歴任されている。理事やアドバイザーには法学、精神医学、産業医学、経営学などの学術あるいは実践において第一線で活躍する面々が名を連ね、資格受検に必要な一連の講座の講師を三柴教授を先頭に務めている。

③資格保有者の役割と使命

企業内でのメンタルヘルス問題が増加している状況で、個別案件の発生に対して、労使がそれぞれ納得するような解決策を導き出すことが求められる。メンタルヘルス法務主任者は、社内で表面化した問題の大きさ（事例性）と、それが性格によるものか精神的な症状によるものか（疾病性）、さらには疾病性があると判断される場合にその症状の出現が業務負荷の影響によるものなのか、それ以外の要因によるものなのか（業務起因性）をそれぞれ法的に適正に切り分けて導き出す知識とスキル、人脈を備えている。人脈と添えたのは、メンタルヘルス法務主任者はメンタルヘルスや法律の専門家であるとは限らず、自ら専門性の高い判

断ができるとは限らないため、必要な判断を適切なタイミングで専門家に相談する意思決定を行うためである。また、法的に適正な運用という観点を踏まえつつ組織単位の施策の企画立案に関与することもできる。

つまり、資格保有者の役割と使命としては、個別案件について法的なリスクを察知し回避しつつ解決策を導き出せること、企業・組織単位で法的に適正な組織作りや改善を推進することである。資格は3年単位の更新制が採用されており、更新に必要なポイントは産保法研で開催される事例検討会などにおいて取得できる仕組みである。また、自発的な研鑽として、筆者は受講仲間（社労士・弁護士・看護職・心理職など）で年4回の定期的な勉強会を開催している。異なった専門性を持つ仲間との情報交換や議論は刺激的かつ有効で、楽しんで継続学習を実施できている。これらの活動を通して、心理職としての専門性を高めつつ、メンタルヘルス法務主任者資格保有者として、企業様にとっていっそう有益な支援をしていきたいと考えている。